



協定による無料相談窓口を設置  
千葉経協など3団体  
千葉県経営者協会と千葉県労働基準協会連合会、千葉県社会保険労務士会は働き方改革の無料

相談窓口を同社労士会内に開設した(写真)。  
窓口は今年8月に3団体で締結した協定に基づくもので、毎週水曜日に対面相談を実施中だ。同社労士会は「改正法の円滑な施行の力になれば」と期待を込めている。  
3団体によるセミナーの開催も決定した。来年1月7日に千葉県経営者会館大ホールで、東京大学の水町勇一郎教授らを招き実施する。問い合わせは同労基連(☎043-241-2626)まで。



社会保険労務士法制定50周年

# 「人を大切にする企業」

## づくりのお手伝いをします。

平成30年8月、千葉県経営者協会、千葉県労働基準協会連合会との間で「働き方改革推進に係る連携協力に関する協定」を締結しました。

千葉県社会保険労務士会は、総合労働相談、労働紛争解決センター(ADR)、医療労務管理相談、労働条件審査、学校教育、年金相談、成年後見などで、働く人と会社経営に携わる方々を助ける活動を行っています。

お気軽にお声を掛けてください!

一億総活躍社会の実現に向けて  
共に頑張りますよー!!

千葉県社会保険労務士会 会長 森 義隆  
千葉市中央区富士見2-7-5

富士見ハイネスビル7階

☎ 043-223-6002

# 「人を大切にする社会」の実現を目指します。

千葉県社会保険労務士会

検索